

令和元年度 第3回
函館市子ども・子育て会議
会議録（要旨）

日時 令和元年(2019年)8月28日(水)
午後6時30分～
場所 総合保健センター2階 健康教育室

1 出席者

(1) 委員 17人

相澤委員，池田委員，石坂委員，石田委員，小野田委員，数又委員，木村（一）委員，木村（雅）委員，高田委員，高橋委員，玉利委員，中村委員，西村委員，畑委員，三浦委員，三塚委員，箭原委員
（欠席：岸田委員，榊委員，本田委員）

(2) 事務局 15人

佐藤子ども未来部長，横田子ども未来部次長，原子ども企画課長，木村子どもサービス課長，小辻子育て支援課長，外山次世代育成課長，長船母子保健課長，藤澤子ども企画課係長，磯谷子ども企画課主査，尾形子育て支援課主査，木川子育て支援課主査，新井次世代育成課主査，渡邊母子保健課主査，阿部子ども企画課主事，渡邊子ども企画課主事

(3) 傍聴者 0人

2 配付資料

資料1	函館市子ども・子育て会議概要
資料2	函館市子ども・子育て会議委員名簿
資料3	第3章 計画の基本理念等（IV 施策の体系）【たたき台】
資料4	第4章 具体的な施策の展開【たたき台】
資料5	計画策定スケジュールについて
参考資料	現計画における個別事業一覧

3 会議録

発言者	発言要旨
-----	------

1 開会

【事務局（磯谷主査）】 （開会宣言）

2 子ども未来部長あいさつ

【事務局（佐藤部長）】 （部長あいさつ）

3 委員紹介

（委員および事務局職員の紹介）
（配付資料の確認）

4 議事

(1) 会長および副会長の選出について

【事務局（磯谷主査）】 それでは、議事に入りたいと思いますが、本会議につきましては、函館市子ども・子育て会議条例第5条第2項の規定により、会長が議長を務めることとなりますが、会長および副会長が決まるまでの間、子ども未来部長において議事を進めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

【事務局（佐藤部長）】 それでは、議事の「(1) 会長および副会長の選出について」でございます。函館市子ども・子育て会議条例第4条第2項の規定によりまして、会長および副会長は、委員の互選で定めることとなっております。
皆様いかがでしょうか。

【三浦委員】 事務局に一任します。

【事務局（佐藤部長）】 ただいま、三浦委員から事務局一任のご提案がございましたが、いかがでしょうか。

(異議なしの声)

異議がないようですので、事務局からご提案させていただきます。

【事務局（原課長）】 事務局といたしましては、会長は、前回に引き続き、函館大妻高等学校の池田委員に、副会長は、道南地区私立幼稚園連合会の玉利委員をお願いしてはどうかと考えておりますがいかがでしょうか。

(拍手)

【事務局（佐藤部長）】 ただいまの皆様の拍手でご承認の確認をいただいたということですのでよろしいでしょうか。

(「はい」の声)

ご承認をいただきありがとうございます。それでは、池田委員、玉利委員におかれましては、会長席、副会長席にお移り願います。それでは、ただ今をもちまして、会長、副会長が決まりましたので、それぞれご挨拶をいただいた後、今後の議事の進行をお願いしたいと存じます。

(池田委員、玉利委員、正副会長席に移動)

【会長】 ただ今ご指名いただきました、函館大妻高校の池田と申します。どうぞよろしくお願いたします。

今年度、第二期子ども・子育て支援事業計画の策定年度ということで、これまで2回会議をいたしました。今回は3回目ということで、もし、臨時の会議が開かれれば全部で6回ということになります。

策定に向けて、皆さんと一緒に協力していきたいと思っております。会長として、皆さんに豊富な意見を出していただきたいと思います。これまでも進めてきましたので、これからも円滑な執行に努める所存ですので、皆様、どうぞご理解、ご協力をよろしく

お願いいたします。

【副会長】

道南地区私立幼稚園連合会の玉利です。

この度、副会長に再任ということで重責を受けてしまいましたが、受けた以上は、池田会長をサポートし、この子ども・子育て会議が大いに意味があるものになるよう努力する所存です。どうぞよろしくお願いいたします。

(2) 第二期函館市子ども・子育て支援事業計画素案（たたき台）の協議について

【会長】

それでは早速、議事に入っていきたいと思います。

お手元の次第の「4 議事」(1)が終わりましたので、これから「(2) 第二期函館市子ども・子育て支援事業計画素案（たたき台）の協議について」に入っていきたいと思います。事務局から説明をお願いいたします。

【事務局（原課長）】

資料3～資料5に基づき説明

【会長】

事務局から説明がありました。これについて質問がある方は、挙手をお願いします。

【箭原委員】

今回、虐待という我々児童相談所に関わることも出てきましたが、この会議で提案が質問に比べて少ないものですから、せっかく皆さん集まっているということもございますので、議論の提案をしたいなと思ひまして、ペーパーを作らせていただきました。

大きいものから小さいものまで雑多に記載しておりますが、一括で説明してよろしいでしょうか。

(「お願いします。」の声)

それでは、1つ目について、提案になりますけれども、今回作っている第二期計画の「シンボル」を設定してはいかかが、ということで、仮のものですが、「(仮) 子どもへのすべての暴力と暴言を排除します」宣言をしてはいかかが、というものでございます。

この要旨を説明させていただきますと、まず、第一期目につきましては、国が義務的なものとして策定しなさいというものだったと思いますが、第一期目は、この計画を作成したこと自体がシンボリックであったと考えております。

それで、第二期を、単に第一期の延長とさせないためにも、何かシンボルが必要ではないかというふうに考えます。

そこで、基本理念にあります「子どもたちが健やかに成長し、生き生きと「ひかり」輝く」ことに一歩でも近づけるために、子どもの安心・安全を担保する取組みが必要ではないかというふうに考えました。

子どもが遭う犯罪被害やいじめ、私どもが対応している虐待、

それから、学校や保育園、幼稚園での教員等からの被害も全くゼロではないと。そのほとんどが、暴力と暴言が由来のものであるというふうに考えております。

そこで、こういう宣言をすることによって、子どもの被害等の減少を目指して、それをもって、子どもの安心・安全を図ることが基本理念に合致するのではないかと考えております。

2つ目であります。この「(仮)子どもへのすべての暴力と暴言を排除します」宣言の補強的取組みとして、資料4のP226(1)②が虐待の発生予防にも関わってくると思うのですが、子どもに関わる学校・施設、施設というのは保育園や幼稚園等のことを表しておりますけれども、これも仮として「(仮)子育て応援施設」の表明ということではできないものかと考えます。

子どもに関わる学校・施設等自らが、保護者に対して啓発活動をするということ、ちょっと内容は違うんですけど、資料として3枚目に稚内市が作成した、四角の枠で囲んである「法律に基づく通告義務施設」、これは平成21年にあった虐待死亡事例の後に、稚内市が各学校、幼稚園、保育園にこういった張り紙で宣言をするという取組みをしたもので、これはイメージですが、このように施設が表明と宣言をしてはいかかかと考えます。その内容としては、学校・施設等で「暴力と暴言をなくす」ということや、「子どもの相談に真摯に対応します」ということを発しています。

3つ目としては、第二期の目玉の設定についてでございます。これも別紙参照ということで、最後のページです。国が平成30年10月に出したものでございますが、子ども家庭総合支援拠点の整備として、基本的には全市町村に作りなさいということで、資料中程に市区町村子ども家庭総合支援拠点という囲みがございましてけれども、こういう内容のものを全市町村に作ってくださいというふうに厚生労働省がお願いをしているところです。これを第二期の目玉にしてはいかかかという提案でございます。

4番目につきましては、P22「特別な援助を要する家庭への支援」のタイトルについてでございます。個人的には、「特別な援助」ということには非常に違和感を覚えます。特に虐待の関係で言えば、虐待はどの家庭でも起こり得ると私どもは捉えております。

そうしますと、この計画をどのレベルの家庭の方々がご覧になるか分かりませんが、仮に児童相談所や市役所から虐待というふうに認定された家庭は、これを見たときに「私の家は特別な援助を要する家なんだ」ということになりはしないかと。そもそも、虐待を起ささないために一般の保育士さん等が予防をするということでございますので、私どもの感覚とすれば、どこの家庭にでも起こり得るということで、「特別な援助」ではないのかなというふうに思います。そういう意味でいくと、障がいを抱えているご家庭にしましても、可能性としてはどこの家庭にも起こり得るということで、これを保護者の方が見た

ときに、「特別な援助を要する」ということにはささか疑問を持たないかということで、提案をしているところでございます。

具体的な提案としては、児童虐待と障がい児とを各々独立させてはいかかかという提案でございます。

5番目につきましては、施策の方向についてでございます。22ページの3行目「乳幼児健康診査」の受診率の向上、未受診者等の状況確認に努めます」となっておりますが、虐待リスクの関係で、厚生労働省が、未受診者の調査をしているところでございます。私どもとしましては、現状では、乳幼児健康診査未受診児童については、そもそも虐待リスクが見込まれるということから、文言の整理として「未受診者等の積極的な受診勧奨に努めます」としてはいかかかという提案でございます。

6番目につきましては、23ページの障がい児の部分のところでございますけれども、「障がい児」という文言については、厚生労働省も使っておりますし、北海道でも使っているんですけど、実はネットやちまたの子どもの間では、この「障がい児」のことを「ガイジ」という差別用語で使用されているものが非常に散見されております。そういう意味でいうと、24ページの冒頭に「発達障がいを含む障がいのある子ども～」という記載を市でもしておりますので、「障がい児」というところを「障がいのある子ども」などと言い換えるというのはいかがと考えているところでございます。

7番目は、事前配付されたものから、今回机上配付されたもので直っておりますので、取り下げさせていただきたいと思っております。

それから、8番目ですが、25ページの個別事業で、おそらく次回、ご提案がされる場所だとは思いますが、事前に要望しておいた方がよろしいのかなと思ひまして、記載をさせていただきます。先程の説明にもありましたけれども、母子生活支援施設でございます。函館市においては、2か所ございまして、北海道では、他に2か所持っているところは、札幌市以外にはないのかなと思ひますので、我々も非常に助かっているところではあるんですけども、その拡張または増設についてというところでございます。現在、特定妊婦が要保護児童対策地域協議会の対象となっております。養育対応や経済基盤の脆弱なお母さんが実際表面化しているところでございます。特定妊婦は、大抵は若年なんですけど、離婚して母子世帯になった場合は、経済的にも養育的にも虐待リスクが一気に高まるというケースもまれではありません。国では、可能な限り家庭での養育を推奨しているという観点からも、母子生活支援施設は、母親が支援を受けながら、母子分離することなく家庭養育が可能な、養育対応力に課題のある母親には、非常に理想的な施設であると考えております。ほぼ満床の現状を考えると、子どもの安心安全を確保するためには、拡張またはサテライトなどの増設が必要であると考えているところであります。

説明については、以上でございます。

【会長】

ありがとうございました。

児童相談所という立場からいろいろ提案をいただきましたけど、事務局から何かありますか。

【事務局（原課長）】

では、私の方から一通りお話しさせていただきたいと思いません。

我々とするところ、1のシンボルのところと、4のタイトルのところとは、関連があると思っております、第二期のシンボル、特段シンボリックなものとしての位置付けをしている訳ではないんですが、一番大きなところは「子どもの貧困」の部分で新たに加えられた要素であります。また、虐待についても、いろいろな動きのある中で、第二期になって、強化する部分もあると思っております。

そのような中で、箭原委員から、「特別な支援」という表現も含めてご提案もあったところなんです。そういう意味では、シンボリックな位置付けということを考えますと、「児童虐待」と「障がい児」とに分けるというのも1つの考えだと思っておりますので、委員の皆様のご意見をいただきながら、どういうふうに対応するかというのは考えたいと思っております。

続いて、2の「暴力と暴言を排除します」宣言の補強的取組についてですが、現時点では、形式的な宣言を定めるよりも、各種施策の充実を図っていくことが基本であると考えております。したがって、それぞれの取組の具体化ですとか、ご提案の3の「子ども家庭総合支援拠点」の整備などを個別施策で登載すること検討したりすることで、虐待に対する踏み込んだ計画の記載ということを考えているところでございます。

次に5番のところになりますが、「積極的な受診勧奨」について、我々としてもこういった表現の変更は考えられるところであると考えておりますので、ご意見を踏まえて、修正等を考えたいと思っております。また、6番の記載についての表現につきましても、担当部局に確認しながら、こういった表現が良いか考えていきたいと思っております。

8番の施設の個別具体的な提案でございますが、我々とするところ、虐待リスクが高まる特定妊婦については、全件把握し、支援等を行っているところでございます。それが直近の取組になると思っております。ただ、拡張ですとか増設ということになると、施策としてすぐに取り組むということはなかなか難しいところはあるとは思いますが、ご意見として承っておきたいと思いません。

【箭原委員】

非常に踏み込んだご回答ありがとうございます。

【会長】

取り入れるところは取り入れていくということで、ご検討ください。

では、相澤委員どうぞ。

【相澤委員】

「暴力と暴言を排除します」という宣言は、形式的になると

いうことで、より具体的な施策を作っていくことを第一に考えているという説明があったんですけども、3枚目の児童虐待防止対応マニュアルを見て思ったのは、学校とかで教師が「この子はDVを受けているのではないか」というふうに思っても、なかなか行きづらい雰囲気がまだ残っているのではないかなと思うんですよ。その辺は、校長会の代表の方もいらっしゃっているんで、意見を聞きたいと思うんです。というのは、やはり家庭に対して遠慮しているというのが、まだまだ教師の中に残っているのではないかなと思います。そういった部分で、こういうものを各家庭に配付することで、親に対しても学校のスタンスを親に示していくということが、そういうことの軽減につながっていくのではないかなと思います。したがって、「形式的な」という捉え方だけでなく、市民への啓蒙、そして、取組の前進の根拠にもなるので、スタンスをはっきり示すという意味では、意義があるのではないかなと思います。したがって、この取扱い方について、もう少し検討していただき方が良いのではないかなと思いますが、いかがでしょうか。

【会長】 要するに稚内市の虐待防止対応マニュアルみたいなものを函館市でも作ってみてはどうかということですか。

【相澤委員】 作って、各家庭にこういうふうに対応するんですよと示すことで、「何で学校にそんなこと言われなきゃならないの」なんてことが減ると思うんですね。根拠を示せるので。そういう意味では、良いのではないかなということですよ。

【会長】 どうでしょうか。

【事務局（原課長）】 稚内の例にもありますとおり、こういった具体的な取組というものを、皆様のご意見を踏まえて、できるだけ取り入れていきたいと思っております。

【会長】 三浦先生、どうなんでしょう。今の相澤委員の指摘ですが、学校の方で相談しづらい雰囲気はあるのでしょうか。

【三浦委員】 こういったケースがあった場合には、今は、担任個人で判断するという形ではなくて、組織的にいろいろな関わりを持っている教員がいますので。例えば、保健室の養護教諭であったり、担任、学年団として、複数の学級であれば、隣のクラスから見てもどうかとか、あるいは、管理職は朝、玄関で子どもを迎えたりしますので、そういった複数の目で見ても、この子はどうなんだろうということ、いろいろ協議しながら、必要であれば対応をしていくというようなスタンスでやっております。

ただ、学校としてはそういった形でできるんですけども、保護者の方に学校が「こういった通告義務があるんです」ということが充分周知されているかということについては、やはりまだまだ広がっていないということはあるのかもしれない。

【会長】 木村先生はどうか。

【木村（雅）委員】 はい。相澤委員のおっしゃるとおりです。

虐待の疑いがあるということを学校で認識した際に、どういうふうに見相等につなぐかということは、非常に悩むところですよ。というのは、親の協力を得て初めて学校経営が成り立つものですから、「もし違ったら」とかいろいろ考える訳ですね。そうしたときに、通告の義務があるということを宣言することは、大事であると思うので。

うちの学校では、年度当初に「虐待の疑いがある場合には通告します」というものを全校配付しております。そのようなことが、全ての学校、施設で行われれば良いんですけど、なかなか進まなければ、市として、こういう場で議論になっておりますから、そういった取組というの、ひとつの施策かなと思います。

【会長】 今、小学校、中学校の校長会の代表の先生にお伺いしましたけども、もし、稚内市のような対応マニュアルがあれば、これを各家庭に配付していれば、函館市も動きやすいということになりますよね。ですから、そういったことも踏まえて、検討してもらえればと思います。先ほど、事務局からもそういう説明がありましたから、そういう施策を作るという方向で進めてもらえればと思いますので、よろしくお願いします。

高校も同じなんですね。高校もやっぱりDVとか、いろいろなことがあり得るんですけど、見相とかに相談するにしても、いろんなケースがあり得るんでね。先ほど木村校長先生がおっしゃったように、もし間違っていたらどうするかということが一番心配するところですから。

ですから、こういうものがあれば、学校としても動きやすいということがありますので、是非ご検討ください。よろしくお願いします。

では、高橋委員。

【高橋委員】 せっかくこのマニュアルについて意見が出たので、お話ししたいんですけど、私は、SNSで500人くらいのグループを持っていて、全世界のお母さんたちと虐待について話をする機会があるんですけど、この文面を見たときに、どうしても虐待で通告されて引き離されるお母さん、お父さんが悪いという構図が浮かぶんです。もちろん、手を上げたお母さん、お父さんが悪いんですけど、引き離されたことで救われるご両親もいらっしゃると思うんですよ。「これ以上手を上げなくて済む」とか。そういった一歩先の部分まで示すという、「あなたたちを引き離すためにやっている訳じゃない」、「子どもたちを救うため」でありますし、例えば、お母さんがあまりにも孤独過ぎて手を上げてしまったとか、本当はお母さんは救ってほしかったのに救われなかったから手を上げてしまった。手を上げて

しまったから、そのお母さんが悪いという構図が出来上がるんですけど、子どもと引き離されることによって、お母さんも救われると思うんですね。やっとなにかに見付けてもらえたっていう。

だから、ただただ引き離すということを示すのではなく、大前提ですけど、「あなたを救う気持ちでいる」ということも示せば、どの家庭にも起き得る、うちだって起きるかも分からないので、そういったときに、お母さんが悪いから引き離して終わりというのではないという市としての見解もくっついていれば、ちょっとほっとするんじゃないかなと思いました。

ですから、こういったマニュアルを製作するようなことがあったら、そういう一歩先まで見据えたものになってもらえればなと思います。

【会長】

はい、ありがとうございました。

では、全体を通して何か質問があれば、お願いします。

【小野田委員】

資料4の1ページと17ページで、まず、1ページの「男は仕事、女は家庭」という考え方についてどう思いますか」というのと、17ページの「ワーク・ライフ・バランス」の資料なんですけど、年代別に表示することは可能なんでしょうか。これを見ると、ちょっとずれているのかなというところも年代によっては違うと思うんですが、もし可能であればご提示していただければと思います。

【事務局（原課長）】

今、資料を見させていただいているのですが、まず、「男は仕事、女は家庭」については、10歳刻みの区分で調査をしております、やはり年代が高くなるほど、「男は仕事、女は家庭」という考え方に賛成・どちらかといえば賛成の割合が高くなっている傾向になっております。

「ワーク・ライフ・バランス」につきましても、年代別になっているのですが、実現できていないと思う割合は、年代が低いほど、高くなっているというような傾向があるという状況になっております。

【会長】

小野田さんは、これを年代別に出すべきだと考えているんですか。

【小野田委員】

はい。

【事務局（原課長）】

計画上の表記ということですね。どういった表記ができるかどうかについて、内容を整理させていただきたいと思います。

【会長】

はい。検討してみてください。

他に質問はありますか。

【高田委員】

10ページの「函館市児童生徒スマホ・ゲーム機等利用宣言」

について、すみませんが、よく分からないので、詳しく教えてください。

【事務局（原課長）】 「函館市児童生徒スマホ・ゲーム機等利用宣言」につきましては、小中学生が自らスマホやゲーム機等の取扱いについて、節度を持って利用するなど、子どもたち自らの発案によって制定し、全小中学校に配布するなどして、スマホ・ゲームの利用について取り組んでいるといった内容になっております。

【高田委員】 分かりました。もう1つあって、13ページの交通安全の部分です。

前の会議のときに、施設状態とか交通状態とかが変わったりして、信号機とかの問題が出てきているんじゃないかという話をさせていただいたと思うんですが、その辺は引き続きということでしょうか。

もう1つ。保育中の事故防止および安全対策ということで、この前の事故で保育士さんたちはとても大変な思いをしていると思うんです。この前見たのですが、交差点で先生たちの立ち位置が変わっていたんですよ。子どもたちを道路とは反対側に集めて、先生は道路側に立つみたいな形で信号を待つ姿を見たりしたんですが、この取組はこれからということですか。

【事務局（原課長）】 ご承知のことかもしれませんが、通学路の合同点検について、小中学校や放課後児童クラブなどが点検しているところで、昨年実施したと伺っております。その結果として、いくつか要望箇所はあるんですけど、設置までは至らなかったと聞いております。

保育中の事故については、大きな事故が今年発生したということで、まずは点検から始まることになっております。今後、どのような取組をするかは、情報を収集しながらになりますが、ただ、何かしらの動きが取組が考えられますので、どのような形でこの計画に反映できるかは今後出てくるのかなと思います。

【高田委員】 すみません。今日、保育協会の方もいらっしゃるので伺いたいのですが、大変な思いをされているのでしょうか。

【石田委員】 はい。事故に関しましては、私どもも相当気を使う場面はありましたが、子どもたちに外の活動を経験上しっかりさせなければいけないということもありますので、各施設ではそれぞれしっかりしたマニュアルの下にお散歩をしておりますから、それは変わらずしていこうと思っております。

現在、函館市の方から、お散歩マップの安全性の確認ということが来ているのと、警察と協力した安全道路確認というものが行われることとなっておりますので、市としてもそういう取組を進めてくださっているのかなと思いますので、今後もそういう形で進めていきたいと思っております。

子どもたちを外に出さないとか、安全のことばかり考えると、

子どもに必要な経験というものをさせて上げられず、私としては、そちらの方をより懸念していることもございますので、そういったいろんなことを踏まえてやっていきたいなと思っておりました。

【会長】

市とも連携してやってもらえたらなと思います。
では、他に。相澤委員。

【相澤委員】

26ページの母子家庭はパート・アルバイトが多いということの原因というか、その分析をもう少し書いてほしいということです。

それと、それに関わって、29ページの母子世帯には、赤字の家庭が多いというのは当然だと思います。それに対しての経済的支援を行っていきますということで、34ページにいろいろな部分について支援をしていきますと書いています。入学準備給付金だとか就学援助制度だとか。この額について、増額等も含めて検討していますということで、次の会議で個別事業として出てくると思っているんですが、この額の算定基準というものがあるのかどうかということ、その基準が何に基づいて決まっているのかということを示していただきたいと。

それと、31ページに個別就労支援を行っていると。これを推進していきますということで、実際に企業側の受け皿がどのくらい、受け皿がないと支援をしてもそこに正規として入っていけないという部分があるので、市内の企業としてどのくらいの受け皿があって、それを増やすために市としてどのような取組をやってきたのかということ、個別事業に根拠として示していただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

【事務局（原課長）】

各種支援の金額等についての質問ですが、それぞれの事業によって根拠が違っている部分があります。国によって金額が決まっていたり、市の単独の制度ですと他の制度との整合性ですとか、最終的には財源という部分も含めてのことになりますので、全ての事業において統一の基準があるという訳ではないのが実情であります。

また、就労支援につきましては、今始まった事業もありまして、受けた事業主に対して、市として支援をするという形になりますので、事業者側の受入体制によるところもありますので、その対象となるところがいくつあるというのは、お答えできない部分になってございます。申し訳ございませんがよろしく願いいたします。

母子家庭でパート・アルバイトの世帯が多いという点につきましては、子どもが小さいと、子どもの世話の時間がありますので、どうしても短い時間の勤務になるという傾向があると考えております。

そういった場合、短時間になりますと、収入が低い場合が多く、所得も低いという状況になっているということです。

そういったことで、資格の取得等で就労を支援して、さらに

収入も増えるような対策というところを、視点として考えているところでございます。

【相澤委員】

はい、ありがとうございます。

分析を示してほしかったのは、短時間勤務をせざるを得ないという状況が明らかなんですよね。したがって、それをどう解決するかという施策が、この中に盛り込まれていくということで、個別事業が解決するのはこれですよというのを、やはり委員会としては、はっきり示していくことが必要だと思って質問しました。ですから、そういった観点を示していただきたいということ。

それと、助成金の算定基準について、いろいろありましたが、私としては、最後に本音が出たなというふうに思うんですよ。それは、財源があるのということなんです。実際にはこれだけの金額が必要です。しかしながら、函館市の財源としてはここまでしかないの、これで勘弁してくださいと。そういう気持ちは、分かるんです。

ただし、それを市民の方は分からないんですよ。財源の確保ということは、この委員会だけではできないので、市に対して予算編成の中で、やはりここはもう少し上げる必要があるというように、委員会として示していくことが必要なのではないかと思って質問しました。

財源の問題はあるけれども、これだけ必要だというような表記の仕方というのも必要なのではないかなと思いますので、検討していただきたいと思います。

【事務局（原課長）】

ご意見にありましたとおり、特に子どもの貧困の対策については、この計画の中心的な施策でありますので、できる限り今後も前に進めるように、確保については努めたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

【会長】

今、市でも就労のためのマッチング事業とかいろいろやっていますよね。だから、そういった意味では、どんどん進んでいるという感じはしますけどね。そうマッチング事業とかいろいろなことをしながら、就労の機会を増やしていくということ、そういったことが、個別の事業になっていくという感じがしますけど。

はい、高橋委員。

【高橋委員】

35ページの中段から下のところに「貧困の状況にある子どもたちやその家族には、必要な支援制度を知らない」とあるんですが、家庭の状況に関わらず、市から来る手紙というのは、分かりづらくて、この前も、幼稚園を使っているお母さんたちに、預かり保育を利用するなら、働いているなら書きなさいという紙が届いたんですけど、皆、書いて良いのか、いけないのかすら分からないという状況で、本当に精神的に疲れていたり、病んでいたりしたら、見るのも止めてしまうと思うんですね。

その関連で、支所の方に聞きに行ったんですけど、結局たらい回しにされて、市役所に電話してくださいと言われてという状況なので。まだ、私はすごく元気があるので、それに応えられるんですけど、やっとのことでそこにたどり着いた人がそう言われたら、その先に進まないと思うんです。それこそ、マザーズ・サポート・ステーションや子育て支援コンシェルジュのような何を聞いたって答えてくれる場所とか、電話先でも良いんですけど、そういうのって必要だと思うんです。あとは、市からの資料はもっと分かりやすく、言葉も分からないし、これが出す必要がある書類なのか、出さなくて良いのかも分からないので、そういった部分の改善の要望があります。

あと、貧困のところで、7月から医療費についてうんぬんというのが出たんですが、それについて、またこの会議なり何なりで、提示されたものについて、意見を述べるような場があるかどうかを伺いたいです。

【事務局（原課長）】 資料等の分かりやすさについては、そういう視点を常に持って対応したいと考えております。

また、医療助成につきましては、来年の8月からを視野に入れているところで、最終決定ではないんですけど、来年度の予算に向けてということになっています。どういった形でお示しできるかについては、整理したいと思っております。

【副会長】 はい。幼稚園連合会としては、非常に説明不足だったということについて、各幼稚園に大会であれ、研修会であれ、丁寧にやっているつもりで、保護者の方にもきちんと説明してくれというふうにやっています。

函館市からも非常に丁寧に説明いただいている中で、保護者が書けないというのは、非常に申し訳ないなと思っております。

【会長】 他にございますか。よろしいですか。

それでは、意見がないようなので、今、皆さんから出た意見を事務局の方で精査して、いろいろとまた施策にいかしてもらえるものと思っております。

(3) その他

【会長】 それでは、「(3) その他」ということで、事務局の方からお願いします。

【事務局（原課長）】 次回の開催についてのお知らせですけれども、スケジュールのところにお示ししましたとおり、10月2日の開催を予定しております。変更等が生じた場合には、早めにご連絡するとともに、出欠については、書面にて確認させていただきますので、よろしく申し上げます。

なお、次回につきまして、計画素案の取りまとめということを考えておりますので、よろしく申し上げます。

また、今回お示しした部分について、後日、ご意見等ある場合については、9月中旬をめどにFAX、メール等様式は構いませんので、こちらに提出していただければと思います。
以上でございます。

【会長】

はい、ありがとうございました。
次回は、10月2日、6時半からこの場所です。

【木村（一）委員】

はい。今回、資料の説明を受けた中で、個別事業については次回提示予定となっていますが、これは次回も会議の中で協議することということよろしいですか。

【事務局（原課長）】

はい。その予定でおります。

5 閉会

【会長】

以上をもちまして、本日の会議を終了したいと思います。
皆さん、どうもありがとうございました。